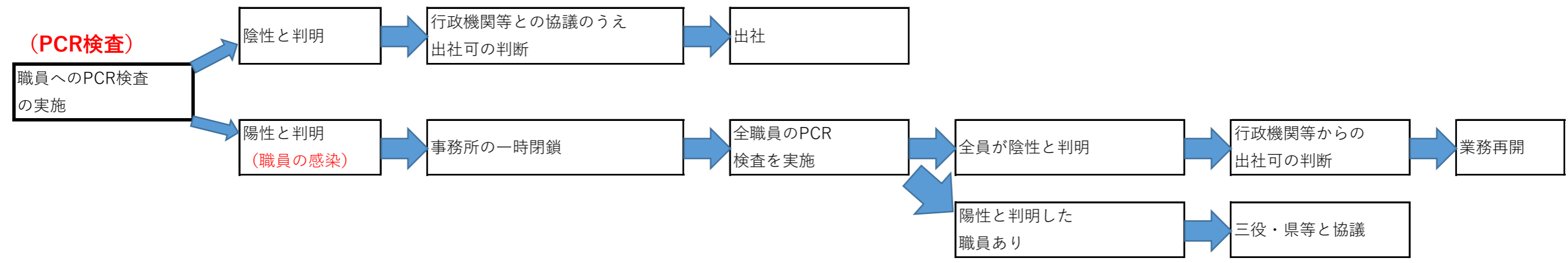
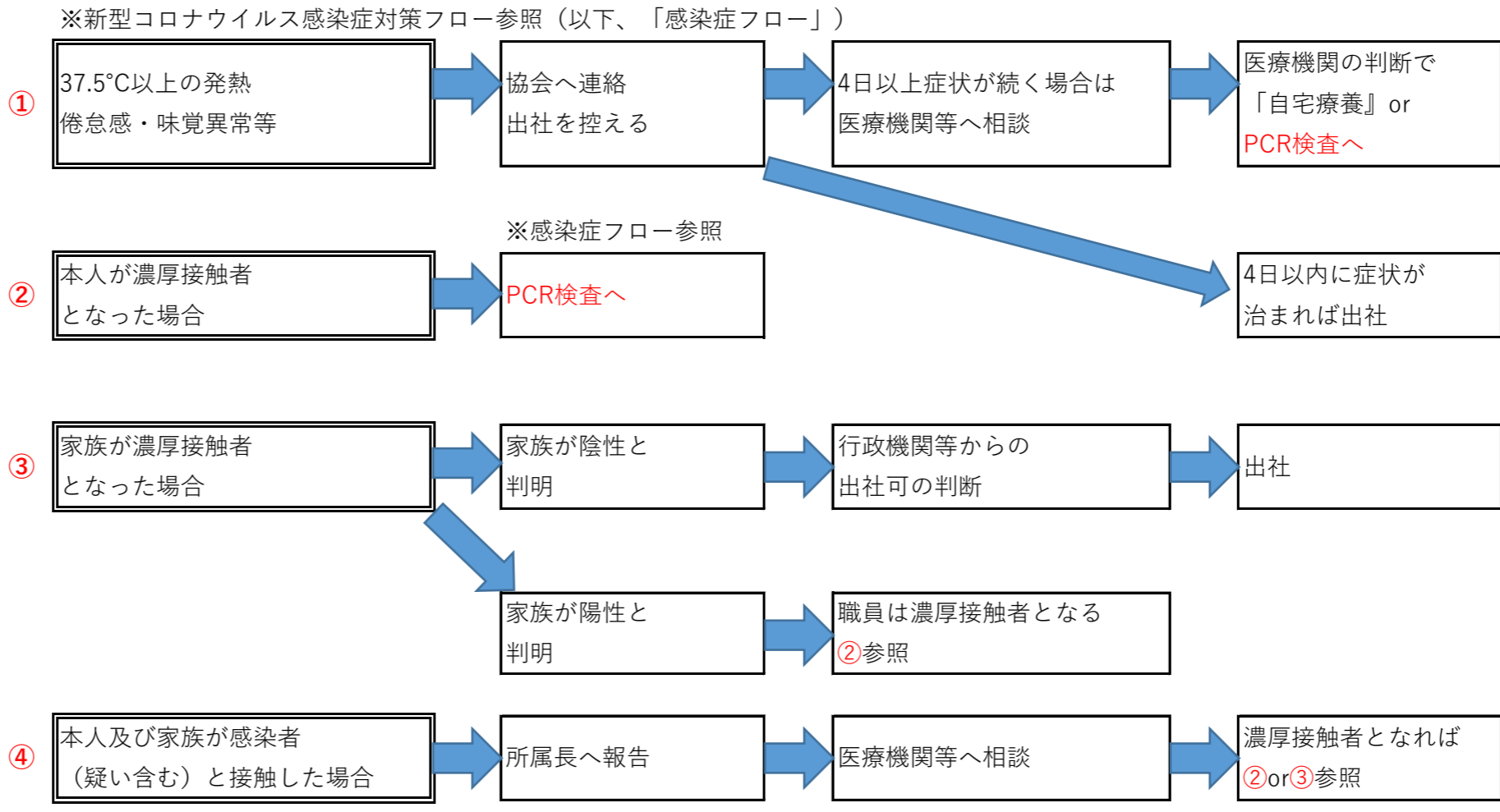


- 1. 感染予防策**
- 1-1 全職員の予防策**
- ① 感染が疑われるような場所への出入を控える。
 - ② 人と会う際はマスクを着用する。
 - ③ 手洗い、うがいを頻繁に行う。
 - ④ アルコール消毒液等での消毒を実施する。
 - ⑤ 出社前に各自で体温測定を行う。
- 1-2 検査員（検査現場）の予防策**
- ① 法定検査を実施する際は、新型コロナウイルス対策として、設置者に配慮した対応を行うこととする。（マスク着用）
 - ② 検査前に、新型コロナウイルス対策の必要性を伝え、設置者との接触を可能な限り控える。やむを得ない場合は次の通りの対応を行う。
 - ③ インターホン及び携帯電話等を使用し可能な限り対面することを避ける。
 - ④ 検査内容等の説明時には、なるべく設置者との間をあけることとする。
 - ⑤ 検査料の集金については、現金受領を極力避け、振込等での対応をお願いします。



※県及び役員へは、職員がPCR検査を受けた段階で報告を行う。その後、検査結果等について随時報告を行う。